



- イ 車両総重量が 3.5 トンを超えるディーゼル自動車のうち、  
 平成 22 年 10 月 1 日以降に適用されるべきもの  
 保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、室素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める室素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 12 項関係）
- ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、室素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める室素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 13 項関係）
- (4) 率には、適用されるべきものとして、平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得した自動車について、当該取得が平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得したときに行われたときとすることとした。（附則第 8 条の 3 第 5 項関係）
- ア 車両総重量が 3.5 トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める室素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 7 項関係）
- イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、室素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める室素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 8 項関係）
- (5) プラグインハイブリッド自動車について、当該取得が平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得したときに行われたときとすることとした。（附則第 8 条の 3 第 8 項関係）
- (6) 電気自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすうえ、その適用期限を 3 年延長することとした。（附則第 8 条の 3 第 6 項関係）
- (7) 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすうえ、その適用期限を 3 年延長することとした。（附則第 8 条の 3 第 7 項関係）
- (8) ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすうえ、その適用期限を 3 年延長することとした。（附則第 8 条の 3 第 9 項関係）
- (9) ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車で、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上のものに限るとともに、税率から軽減する率を 100 分の 1.6（現行 100 分の 1.8）としたうえ、その適用期限を 3 年延長することとした。（附則第 8 条の 3 第 9 項関係）
- (10) 車両総重量が 3.5 トンを超えるディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 10 項関係）
- (11) 車両総重量が 3.5 トン以下の一定のディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 10 項関係）
- (12) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、室素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める室素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 12 項関係）
- (13) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、室素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める室素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。（附則第 8 条の 3 第 13 項関係）
- 3 軽油引取税
- (1) 軽油引取税を目的税から普通税とすることとした。（第 2 章第 7 節の 2、附則第 8 条の 4、附則第 8 条の 5 関係）
- (2) 石油化学製品を製造する事業者が当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。（第 9 4 条関係）
- (3) 平成 24 年 3 月 31 日までの間に行われる次に掲げる軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。（附則第 8 条の 4 関係）
- ア 船舶の使用が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

- イ 海上保安庁その他の一定の者が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源又は動力源の用途を営む者その他一定の者が航路標識法に供する軽油の引取り
- ウ 鉄道事業又はこれらの車両に類する一定のものが鉄道車両、軌道車両の動力源に供する軽油の引取り
- エ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
- オ 陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途を営む者その他一定の用途に供する軽油の引取り
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(目次、第 3 条から第 5 条まで、第 37 条、第 69 条、第 105 条、第 109 条、附則第 9 条関係)
- 5 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 熊本県手数料条例に関する事項  
熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)の規定の整理を行うこととした。(第 2 条第 1 項 237 号の 2 関係)
- 7 熊本県産業廃棄物税条例に関する事項  
熊本県産業廃棄物税条例(平成 16 年熊本県条例第 53 号)の規定の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
- 8 熊本県税条例の一部を改正する条例に関する事項  
熊本県税条例の一部を改正する条例(平成 20 年熊本県条例第 43 号)の規定を次のとおり改めることとした。  
(1) 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の 3% 軽減税率の特例を 1 年延長する。(附則第 5 項関係)  
(2) 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の 3% 軽減税率の特例を 1 年延長する。(附則第 6 項関係)
- 9 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇ 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 過疎地域内における県税の課税免除の対象となる施設の取得期限を「平成 21 年 3 月 31 日まで」から「平成 22 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。(第 4 条の 2)
- 2 半島振興対策実施地域内における県税の課税免除の対象となる施設の取得期限を「平成 21 年 3 月 31 日まで」から「平成 23 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。(第 4 条の 4 関係)
- 3 離島振興対策実施地域内における県税の不均一課税の対象となる施設の取得期限を「平成 21 年 3 月 31 日まで」から「平成 23 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。(第 4 条の 7 関係)
- 4 企業立地促進法に基づく同意集積地域内における県税の不均一課税の対象となる計画の同意期限を「平成 21 年 3 月 31 日まで」から「平成 23 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。(第 4 条の 13 関係)
- 5 その他規定の整理を行うこととした。(第 4 条の 2、第 4 条の 4、附則第 2 項関係)
- 6 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 21 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 36 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和 29 年熊本県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 節 削除

第 8 節 自動車税(第 99 条—第 109 条)」を

「第 7 節 自動車取得税(第 84 条—第 91 条)

第 7 節の 2 軽油引取税(第 92 条—第 98 条の 12) に、

第 8 節 自動車税(第 99 条—第 109 条)」

「第 1 節 自動車取得税(第 129 条の 2—第 129 条の 12)

第 2 節 軽油引取税(第 130 条—第 144 条)」を

「第 1 節及び第 2 節 削除」に改める。

第 3 条第 2 項中「法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等(以下「特定配当等」

という。 ) に係る県民税、同項第 1 6 号に規定する特定株式等譲渡所得金額 (以下「特定  
株式等譲渡所得金額」という。 ) に係る県民税、同項第 1 5 号に規定する特定株式等譲渡所得金額 (以下「特定  
株式等譲渡所得金額」という。 ) を「第 2 0 条第 1 項中の「第 2 0 条の 1 0 第 1 項」を  
「第 2 0 条第 1 項中の第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号を第 9 号とし、  
第 6 号の次に第 2 号を加える。  
(7) 自動車取得税  
(8) 軽油引取税  
第 4 条第 2 項中「次の各号に掲げるものを「狩猟税」に改め、同項各号を削る。  
第 5 条第 1 項第 6 号を次のように改める。  
(6) 軽油引取税にあっては、次のとおりとする。あつては、特約業者又は元売業者の  
ア 第 9 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する者が、当該事業者又は元売業者の業務所  
うちが、当該事業者又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所又は元売業者の  
と、当該事業者又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所  
内地、事務所又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所  
の内に、事務所又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所  
業所を有するときは、当該事業者又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所  
イ 第 9 2 条第 3 項に規定する場合は、特約業者又は元売業者の業務所又は元売業者の業務所  
ウ 第 9 2 条第 4 項に規定する場合は、特約業者又は元売業者以外の石油製  
エ 第 9 2 条第 5 項に規定する場合は、自動車の主たる定置場の所在地  
オ 第 9 2 条第 6 項に規定する場合は、軽油を所有している者の事務所又は  
カ 第 9 3 条第 1 項各号に規定する場合は、軽油の消費、譲渡又は輸入につ  
いては、住所) 又は当該軽油に係る第 9 8 条の 4 第 7 項に規定する免税証を交付した  
地域振興局又は熊本市、熊本市、熊本市、熊本市、熊本市、熊本市、熊本市、熊本市、  
地域振興局等」という。 ) の所在地  
キ 法第 1 4 4 条の 2 第 1 項及び法第 1 4 4 条の 2 5 第 2 項に規定する軽油の引取  
り税を交付した地域振興局等の所在地  
第 5 条第 1 項第 1 1 号を次のように改める。  
(11) 削除  
第 3 7 条第 2 項第 1 号中 (法人税額を除外する。 ) を削る。  
第 6 9 条第 1 項第 2 号中「財団法人日本ゴルフ協会」の次に「 (昭和 6 2 年 1 0 月 1 日  
に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。 ) 」を加える。  
第 2 章第 7 節を次のように改める。  
(自動車取得税の納税義務者等)  
第 8 4 条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。  
2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号) 第 2 条第 2 項  
に規定する自動車 (施行令第 4 2 条に規定する自動車の付加物を含む。 ) をいい、同法  
第 3 条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のう  
ち二輪のもの (側付二輪自動車を含む。 ) を除くものとし、前項の「自動車の取得」  
には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動  
車 (自動車取得税のみならず課税)  
第 8 5 条 前条第 1 項の自動車 (以下この節において「自動車」という。 ) の売買契約に  
おいて、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締  
結を同項の自動車の取得 (以下この節において「自動車の取得」という。 ) と、買主を  
自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。  
2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変  
更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなし  
て、自動車取得税を課する。  
3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第 4 2 条の 2 に規定する自動車の取得を  
した者 (以下この節において「販売業者等」という。 ) が、その製造により取得した自  
動車又はその販売のためその他運行 (道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をい  
う。以下この条において同じ。 ) 以外の目的に供するため取得した自動車について、当  
該販売業者等が運行の用に供した場合 (当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた  
者がこれを運行の用に供した場合を含む。 ) においては、当該運行の用に供することを  
自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。  
この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第 7 条の規定による







- るものとする。
- 3 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条及び規則で定める様式により課税地の地域振興局長等に、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならぬ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合において、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。この場合、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。この場合、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。
- 4 地域振興局長等は、登録特別徴収義務者が、登録特別徴収義務者から規則で定める様式により登録の消除の申請があつたとき、又は当該登録特別徴収義務者が、登録特別徴収義務者から規則で定める様式により登録の消除の申請があつたとき、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。この場合、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。
- 5 地域振興局長等は、登録特別徴収義務者が、登録特別徴収義務者から規則で定める様式により登録の消除の申請があつたとき、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。この場合、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。
- (1) 当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。この場合、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。
- (2) 県内に於いて1年以上当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。この場合、当該登録特別徴収義務者の登録を消すこととなる。
- 6 地域振興局長等は、登録特別徴収義務者の登録を消したときは、遅滞なく、その旨を当該消す者に通知するものとする。
- (特別徴収義務者としての証票の交付等)
- 第98条の2 地域振興局長等は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所を証する証票を交付するものとする。
- 2 前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 3 第1項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 4 第1項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合、その消滅し、又は廃止した日から10日以内に当該証票をその交付を受けた地域振興局長等に返さなければならない。
- 第98条の3 軽油引取税又は特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この条において「課税標準量」という。）及び税額並びに法第144条の5又は第94条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を課税地の地域振興局長等に提出し、及びその申告した税額を納入しなければならない。
- 2 第96条第2項第1号の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次に定める申告書を課税地の地域振興局長等に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。
- (1) 第92条第3項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書
- (2) 第92条第4項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書
- (3) 第92条第5項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書
- (4) 第92条第6項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書
- (5) 第93条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書
- (6) 第93条第1項第3号又は第4号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書
- (7) 第93条第1項第6号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書
- 3 第1項の課税標準量は、引取りに係る軽油の数量から、特約業者からの引取りに係る軽油については当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除した数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油については当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除した数量とする。
- 4 課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、省令第8条の37に規定するところにより、登録特別徴収義務者は、次条第7項に規定する免税その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、課税地の地域振興局長等の承認を受けなければならない。
- 5 登録特別徴収義務者は、第1項に規定する期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。（軽油引取税に係る免税の手続）



- 免税証交付申請が行われない場合の当該提出期限後における免税証交付申請が行われた場合は、この限りでない。
- (軽油引取税の徴収猶予の申請)
- 第 9 8 条の 6 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 1 4 4 条の 2 9 第 1 項の規定による軽油引取税に係ると徴収するに当たっては、課税地を指定する必要がある。特別徴収金の納付は、前項の申請書に提出された金額を限度とする。
- 2 地域振興局長等は、代金の納入を認められる金額を限度とする。
- (軽油引取税の徴収不能額の還付又は納入義務の免除の手続等)
- 第 9 8 条の 7 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 1 4 4 条の 3 0 の規定により軽油引取税の徴収不能額を認め、前項の申請書の提出がなかった場合において、軽油引取税の特別徴収金の還付を受けることとする。このとき、前条第 2 項の規定による軽油引取税の特別徴収金の還付を受ける場合において、還付を受けるべき額をこれに充当するものとする。
- (軽油を返還した場合における措置)
- 第 9 8 条の 8 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 1 4 4 条の 3 1 第 1 項の規定により軽油の引取りが行われなかったものとして課税地の地域振興局長等に届け出なければならない。
- 2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 1 4 4 条の 3 1 第 1 項の規定により、納入した軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合には、規則で定める申請書を課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。
- (免税軽油以外の軽油の引取り後における当該軽油を免税用途に供した場合の措置)
- 第 9 8 条の 9 免税軽油使用者は、免税軽油以外の軽油の引取りを行ってこれを免税用途に供した場合においては、法第 1 4 4 条の 3 1 第 4 項又は第 5 項の規定により免税証を交付した地域振興局長等は、承認書を作成し、規則で定める申請書に、その事実を証する書類を添付し、当該地域振興局長等に提出しなければならない。
- 2 地域振興局長等は、前項の規定による申請を承認した場合は、規則で定める承認書を当該免税軽油使用者に交付するものとする。
- 第 9 8 条の 1 0 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 1 4 4 条の 3 1 第 4 項又は第 5 項の規定により、免税用途に供した軽油に係る軽油引取税額の納入の免除又は免税用途に供した軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合に、前項の申請書には、前条第 2 項の免税証を交付した地域振興局長等の承認書を添付しなければならない。
- (軽油の引取りの報告等)
- 第 9 8 条の 1 1 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、法第 1 4 4 条の 3 5 第 1 項に規定する事項を、課税地の地域振興局長等に報告しなければならない。
- 2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から 3 0 日以内には法第 1 4 4 条の 3 5 第 2 項に規定する事項を、課税地の地域振興局長等に報告しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨をこれらの規定に規定する地域振興局長等に報告しなければならない。
- 4 第 9 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する軽油の引取りを行った者は、その事務所又は事業所ごとに法第 1 4 4 条の 3 5 第 6 項に規定する書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。
- 5 前項の特別徴収義務者は、法第 1 4 4 条の 3 5 第 7 項に規定するところにより、前項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。
- (帳簿記載義務)







- 1 4 前 2 項の規定は、第 8 9 条第 1 項又は法第 1 2 3 条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前 2 項の規定の適用を受けようとする旨その他の省令附則第 4 条の 4 第 2 7 項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。（軽油引取税の課税免除の特例）
- 第 8 条の 4 平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに行われる法附則第 1 2 条の 2 の 4 第 1 項各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第 9 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第 9 8 条の 4 第 7 項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する法第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定による他の都道府県知事からの免税証の交付があつた場合若しくは法附則第 1 2 条の 2 の 4 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 4 4 条の 3 第 1 項の規定による他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。
- 2 第 9 8 条の 4、第 9 8 条の 5、第 9 8 条の 9 及び第 9 8 条の 1 0 の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第 9 8 条の 4 第 1 項中「法第 1 4 4 条の 6 に規定する」とあるのは「法附則第 1 2 条の 2 の 4 第 1 項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第 2 項中「法第 1 4 4 条の 6 の 9 第 1 項及び第 9 8 条の 1 0 第 1 項中「法第 1 4 4 条の 3 第 1 項又は第 5 項」とあるのは「法附則第 1 2 条の 2 の 4 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 4 4 条の 3 第 1 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項の場合における第 9 3 条、第 9 6 条、第 9 8 条の 3 及び第 9 8 条の 6 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号	次条	次条又は法附則第 1 2 条の 2 の 4 第 1 項
第 9 3 条第 1 項第 4 号	同条	これらの規定
第 9 3 条第 4 項	第 9 8 条の 4 第 7 項	第 9 8 条の 4 第 7 項（附則第 8 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）
第 9 6 条第 2 項第 1 号	第 9 3 条第 1 項	第 9 3 条第 1 項（附則第 8 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第 9 8 条の 3 第 1 項及び第 4 項	第 9 4 条	第 9 4 条若しくは附則第 8 条の 4 第 1 項
第 9 8 条の 3 第 2 項第 6 号	第 9 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号	第 9 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号（附則第 8 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第 9 8 条の 3 第 4 項	次条第 7 項	次条第 7 項（附則第 8 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）
第 9 8 条の 6 第 2 項	第 9 8 条の 3 第 1 項	第 9 8 条の 3 第 1 項（附則第 8 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

- 4 第 2 項において読み替えて準用する第 9 8 条の 4 の規定により免税軽油使用者証の交付を受けようとする場合において、農業、林業又は漁業を営む免税軽油使用者のうち地域振興局長等の承認を受けた者については、2 人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。
- 5 前項の場合における第 9 8 条の 4 及び第 9 8 条の 5 の規定の適用については、第 9 8 条の 4 第 6 項中「免税軽油使用者証」とあるのは「免税軽油使用者証又は附則第 8 条の 4 第 4 項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証」と、同条第 1 0 項中「免税軽油使用者証の交付を受けた者」とあるのは「免税軽油使用者証の交付を受けた者（附則第 8 条の 4 第 4 項の規定により 2 人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつてはそのいずれかの者）」と、第 9 8 条の 5 第 1 項中「免税軽油使用者証の交付を受けた者は」とあるのは「免税軽油使用者証の交付を受けた者（附則第 8



- る新条例第 9 8 条の 4 第 7 項の規定により交付を受けた免税証とみなす。  
 (熊本県手数料条例の一部改正)
- 1 3 熊本県手数料条例 (平成 1 2 年熊本県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 1 項第 2 3 7 号の 2 中「第 7 0 0 条の 1 5 第 2 項」を「第 1 4 4 条の 2 1 第 2 項」に、「第 5 6 条の 7 第 5 項」を「第 4 3 条の 1 5 第 5 項」に改める。  
 (熊本県産業廃棄物税条例の一部改正)
- 1 4 熊本県産業廃棄物税条例 (平成 1 6 年熊本県条例第 5 3 号) の一部を次のように改正する。  
 第 3 条中「( 3 ) 狩猟税」とあるのは「( 3 ) 狩猟税  
 ( 4 ) 産業廃棄物税」を  
 「( 3 ) 狩猟税」とあるのは「( 3 ) 狩猟税及び産業廃棄物税」に改める。  
 (熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 1 5 熊本県税条例の一部を改正する条例 (平成 2 0 年熊本県条例第 4 3 号) の一部を次のように改正する。  
 附則第 5 項及び第 6 項中「平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日」を「平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 3 7 号**

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例  
 熊本県税特別措置条例 (昭和 3 9 年熊本県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。  
 第 4 条の 2 第 1 号中「内閣総理大臣」を「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣」に、「平成 2 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 2 年 3 月 3 1 日」に改める。  
 第 4 条の 4 第 1 項第 1 号中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に、「平成 2 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」に改める。  
 第 4 条の 7 第 1 項第 1 号、第 4 条の 1 3 第 1 項及び附則第 2 項中「平成 2 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」に改める。  
 附 則  
 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

**規 則**

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第 2 2 号**

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則  
 熊本県税条例施行規則 (昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。  
 目次中「第 3 節 削除  
 第 4 節 自動車税 (第 3 3 条の 2—第 3 4 条の 3) 」を  
 「第 3 節 自動車取得税 (第 2 9 条—第 3 2 条の 3)  
 第 3 節の 2 軽油引取税 (第 3 2 条の 4—第 3 3 条) に、  
 第 4 節 自動車税 (第 3 3 条の 2—第 3 4 条の 3) 」  
 「第 1 節 自動車取得税 (第 3 4 条の 4—第 3 4 条の 8)  
 第 2 節 軽油引取税 (第 3 5 条—第 3 9 条の 2) 」を  
 「第 1 節及び第 2 節 削除」に改める。  
 第 2 章第 3 節を次のように改める。  
 第 3 節 自動車取得税  
 (譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の還付申請等の方法)  
 第 2 9 条 法第 1 2 5 条第 2 項の規定による徴収猶予の申告は、別記第 3 8 号様式による。  
 2 法第 1 2 5 条第 6 項の規定による還付の申請は、別記第 3 9 号様式による。  
 (自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付等の申請方法)  
 第 3 0 条 法第 1 2 6 条第 1 項の規定による還付等の申請は、別記第 4 0 号様式による。  
 (自動車取得税の減免申請書の様式)  
 第 3 1 条 条例第 9 1 条第 2 項に規定する規則で定める申請書は、別記第 4 1 号様式、別記第 4 2 号様式及び別記第 4 3 号様式とする。  
 (自動車取得税等の減免申請に係る書類)  
 第 3 2 条 条例第 9 1 条第 3 項及び条例第 1 0 9 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。  
 (1) 身体障害者福祉法 (昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号) 第 1 5 条第 4 項の規定により交付された身体障害者手帳 (以下この条、次条、第 3 2 条の 3 及び第 3 4 条の 2 の 2 において「身体障害者手帳」という。)

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により交付された戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない者に限る。次条、第 32 条の 3 及び第 34 条の 2 の 2 において「戦傷病者手帳」という。）
  - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（次条、第 32 条の 3 及び第 34 条の 2 の 2 において「療育手帳」という。）
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（次条、第 32 条の 3 及び第 34 条の 2 の 2 において「保健福祉手帳」という。）
- （自動車取得税の減免申請書の提出期限等）  
 第 32 条の 2 条例第 91 条第 1 項の規定による自動車取得税の減免を申請する場合に定めるのは、条例第 89 条第 1 項各号に掲げる自動車取得区分に当該各号に定める日（同項第 1 号から第 3 号までに定める時の属する日を含む。）の翌日から起算して 30 日を経過する日までに、第 31 条の申請書を提出しなければならない。  
 2 条例第 91 条第 1 項第 2 号に該当するとして減免を受けようとする者が、前項の規定により申請書を提出したときは、自動車税事務所又は局長等は、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、療育手帳の表紙の裏面又は保健福祉手帳の裏表紙の余白に受付印（別記第 44 号様式）を押印するものとする。

（身体障害者等の範囲）  
 第 32 条の 3 条例第 91 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの（条例第 91 条第 1 項第 2 号に規定する生計を一にする者が取得する自動車及び常時介護する者が運転する自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合並びに条例第 109 条第 1 項第 5 号に規定する生計を一にする者が運転する自動車及び常時介護する音声機能障害を有する者、障害の程度が下肢不自由について 4 級から 6 級までの各級に該当する者、体幹不自由について 5 級に該当する者及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について 3 級（1 下肢のみに運動機能障害をもつものに限る。）から 6 級までの各級に該当する者を除く。）

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害	2 級及び 3 級
平衡機能障害	3 級
音声機能障害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害	1 級及び 3 級
じん臓機能障害	1 級及び 3 級
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級
ぼうこう機能障害	1 級及び 3 級
直腸機能障害	1 級及び 3 級
小腸機能障害	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 又は第 1 号表の 3 に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの（条例第 91 条第 1 項第 2 号に規定する生計を一にする者が取得する自動車及び常時介護する者が運転する自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合並びに条例第 109 条第 1 項第 5 号に規定する生計を一にする者が運転する自動車及び常時介護する者が運転する自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合に

あつては、音声機能障害を有する者、障害の程度が下肢不自由について第 4 項症から第 6 項症までの各項目及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症に該当する者並びに体幹不自由について第 5 項症、第 6 項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症に該当する者を除く。）

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項目
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項目
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項目
音声機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項目 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項目
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項目及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各項目及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項目
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項目
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項目
ぼうこう機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項目
直腸機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項目
小腸機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項目

(3) 療育手帳の交付を受けている者のうち療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることの表示として「A」と記載されたもの

(4) 保健福祉手帳を有する者のうち保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級である者として記載されているもの  
第 2 章第 3 節の次に次の 1 節を加える。

第 3 節の 2 軽油引取税

(軽油引取税の課税地に係る指定等の通知方法)

第 3 2 条の 4 知事は、条例第 5 条第 1 項第 6 号アの規定により課税地を指定したときは、別記第 4 5 号様式により通知する。

2 知事は、前項の指定を変更するときは、別記第 4 5 号の 2 様式により通知する。

(軽油以外の炭化水素油を製造する場合の届出書の様式)

第 3 2 条の 5 条例第 9 3 条第 3 項に規定する規則で定める届出書は、別記第 4 5 号の 3 様式とする。

(仮特約業者の指定等の通知方法)

第 3 2 条の 6 地域振興局長等は、法第 1 4 4 条の 8 第 1 項の規定により仮特約業者を指定したときは、別記第 4 5 号の 4 様式により通知する。

2 地域振興局長等は、法第 1 4 4 条の 8 第 3 項の規定により仮特約業者の指定を取り消したときは、別記第 4 5 号の 5 様式により通知する。

(特約業者の指定等の通知方法)

第 3 2 条の 7 地域振興局長等は、法第 1 4 4 条の 9 第 1 項の規定により特約業者を指定したときは、別記第 4 5 号の 6 様式により通知する。

2 地域振興局長等は、法第 1 4 4 条の 9 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項後段の規定により特約業者の指定を取り消したときは、別記第 4 5 号の 7 様式により通知する。

(特別徴収義務者の登録申請書の様式等)

第 3 2 条の 8 条例第 9 8 条第 1 項に規定する規則で定める申請書は、別記第 4 5 号の 8 様式とする。

2 条例第 9 8 条第 2 項の規定による通知は、別記第 4 5 号の 9 様式による。

3 条例第 9 8 条第 3 項及び第 4 項の規定による申請は、別記第 4 5 号の 10 様式による。

4 条例第 9 8 条第 6 項の規定による通知は、別記第 4 5 号の 11 様式による。

(免税軽油使用者証の書換申請の様式)

第 3 2 条の 9 条例第 9 8 条の 4 第 3 項の規定による申請は、別記第 4 5 号の 12 様式による。

(免税軽油使用者証及び免税証の返納の命令方法)

第 3 2 条の 10 地域振興局長等は、条例第 9 8 条の 4 第 10 項の規定により免税軽油使用者証又は免税証の返納を命ずるときは、別記第 4 5 号の 13 様式より通知する。

(免税軽油引取等に係る報告書の提出期限の特例)

第 3 2 条の 11 条例第 9 8 条の 5 第 2 項に規定する規則で定める特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 免税軽油の年間見込み引取り数量が10キロリットルに満たない者
- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずるもの
- (3) 業務の特殊性等により、毎月の報告が困難であると局長等が認めた者
- (徴収猶予申請書の様式)
- 第32条の12 条例第98条の6第1項に規定する規則で定める申請書は、別記第45号の14様式とする。
- (還付又は納入義務免除申請書の様式)
- 第32条の13 条例第98条の7第1項に規定する規則で定める申請書は、別記第45号の15様式とする。
- (軽油を返還した場合における届出事項)
- 第32条の14 条例第98条の8第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
  - (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
  - (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
  - (4) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
  - (5) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
  - (6) 前各号に掲げるものを除くほか、知事が必要と認める事項
- (還付申請書の様式)
- 第32条の15 条例第98条の8第2項に規定する規則で定める申請書は、別記第45号の16様式とする。
- (免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合の承認申請書及び承認書の様式)
- 第32条の16 条例第98条の9第1項に規定する規則で定める申請書は、別記第45号の17様式とする。
- 2 条例第98条の9第2項に規定する規則で定める承認書は、別記第45号の18様式とする。
- (納入の免除又は還付の申請書の様式)
- 第32条の17 条例第98条の10第1項に規定する規則で定める申請書は、別記第45号の19様式とする。
- (免税軽油使用者に代って免税軽油の引取りを行う販売業者の備付帳簿の様式)
- 第32条の18 条例第98条の12第2項に規定する規則で定める帳簿は、別記第45号の20様式及び別記第46号様式とする。
- (軽油引取税の帳簿の電磁的記録による備付け承認に係る申請方法等)
- 第32条の19 条例第98条の12第3項の承認に係る申請その他必要な事項については、法第750条(第2項及び第6項を除く。)、第751条及び第753条の例による。
- (軽油引取税関係帳簿の電磁的記録による備付けの要件)
- 第33条 条例第98条の12第3項の承認を受けている販売業者の当該承認を受けている帳簿については、第24条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第75条第2項の承認を受けているゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、次に掲げる要件に従って、当該承認を受けている帳簿(以下この条において「ゴルフ場利用税関係帳簿」という。)」とあるのは「条例第98条の12第3項の承認を受けている販売業者は、次に掲げる要件に従って、当該承認を受けている帳簿(以下この条において「軽油引取税関係帳簿」という。)」と、「ゴルフ場利用税関係帳簿」とあるのは「軽油引取税関係帳簿」と、「条例第75条第2項」とあるのは「販売業者」と読み替えるものとする。
- 第34条中「申請書の様式」を「規則で定める申請書」に、「別記第47号様式、別記第47号の2様式、別記第47号の2の2様式」を「別記第42号様式、別記第43号様式、別記第47号様式」に、「による」を「とする」に改める。
- 第34条の2を次のように改める。
  - 第34条の2 削除
  - 第34条の2の2の見出しを「(自動車税の減免申請書の提出期限等)」に改め、同条第1項中「当該申請書」を「、第34条の申請書」に改め、同条第2項中「によって」を「に該当するとして」に、「による」を「により」に、「前条に規定する身体障害者手帳」を「身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳」に、「別記第47号の3様式」を「別記第44号様式」に改める。
  - 第34条の3を次のように改める。
    - 第34条の3 削除
    - 第3章第1節及び第2節を次のように改める。
      - 第1節及び第2節 削除
      - 第34条の4から第39条の2まで 削除
      - 第39条の2の3の見出しを「(収納印の印影)」に改め、同条中「第105条第4項」を「第89条第2項」に、「収納印の形式」を「規則で定める形式の印影」に、「による」を「とする」に改める。
      - 第39条の3第1項中「第105条第4項ただし書及び第129条の8第3項ただし書」を「第89条第2項ただし書及び第105条第4項ただし書」に、「納税済印の形式」を「規則で定める形式」に、「による」を「とする」に改め、同条第2項中「第105条第4項ただし書及び第129条の8第3項ただし書」を「第89条第2項ただし書及び第1

05 条第 4 項ただし書」に、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改める。

第 39 条の 4 第 1 項中「第 105 条第 6 項」を「第 89 条第 3 項」に、「押印業務（以下「押印業務」）」を「表示業務（第 39 条の 7 及び第 39 条の 8 において「表示業務」）」に改める。

第 39 条の 7 中「押印業務」を「表示業務」に改める。

第 39 条の 8 第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「押印業務」を「表示業務」に改め、同条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「押印業務」を「表示業務」に改め、同条第 3 項中「押印業務」を「表示業務」に改める。

第 39 条の 12 第 1 項中「自動車税額又は自動車取得税額」を「自動車取得税額又は自動車税額」に改める。

第 39 条の 13 第 1 項中「第 105 条第 7 項（条例第 129 条の 8 第 4 項で）」を「第 89 条第 4 項（条例第 105 条第 6 項において）」に改める。

第 39 条の 14 中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に、「自動車税自動車取得税証紙徴収報告書」を「自動車取得税・自動車税証紙徴収報告書」に改める。

別記第 14 号の 2 の 2 の 2 様式中「第 699 条の 18」を「第 129 条」に改める。

別記第 38 号様式から別記第 46 号様式までを次のように改める。

別記第 38 号様式(第 29 条関係)

譲渡担保財産(自動車)取得申告書  
(兼徴収猶予申請書)

年 月 日

熊本県自動車税事務所長 様

申告者 住所  
(申請者)

(譲渡担保) 氏名 印  
権 者

地方税法第 125 条第 2 項の規定により、下記の譲渡担保財産(自動車)の取得を申告します。

登録番号 (車輛)番号	登録(届出) 年月日	車台 番号	車名	年 式 型 式	所有者氏名	取得者 (使用者)氏名
上 記 自 動 車	担保設定年月日	. .	申告納付	税 額	円	
	弁済予定年月日	. .		年 月 日	. .	
	設 定 者(住所、氏名、名称)					
	※ 事 実 確 認	年 月 日	. .	※ 徴 収 猶 予	税 額	円
担 当 者			(期 限) 年 月 日			
※ 譲渡担保消 滅年月日	. .	確認印		※ 免除処理 年月日	. .	担当者

備 考	
--------	--

- (注) 1. この様式中不用の文字は、用途に従い抹消してください。  
 2. ※印欄は記入しないでください。  
 3. 事実を証する契約書を添付してください。

別記第39号様式(第29条関係)

自動車取得税還付申請書(譲渡担保)

年 月 日

熊本県自動車税事務所長 様

申 請 人 住 所

〔譲渡担保〕  
権 者 氏 名 印

地方税法第125条第6項の規定により、下記の自動車に係る自動車取得税の還付を申請します。

登 録 番 号 (車 輛)	登 録 (届 出) 年 月 日	車 台 号 番 号	車 名	年 型 式 式	所 有 者 氏 名	取 得 者 氏 名 (使 用 者)
	. .					
上 記 自 動 車	譲 渡 担 保	設 定 年 月 日	. .	申 告 納 付	税 額	円
		消 滅 年 月 日	. .		年 月 日	. .
	設 定 者 (住 所、氏 名、名 称)					
	担 保 権 の 消 滅 理 由					
※還付、充当等 処 理 区 分				※事 実 認 認	年 月 日	. .
					担 当 者	

- (注) 1. ※印欄は記入しないでください。  
 2. 消滅事実を証する書類を添付してください。

別記第40号様式(第30条関係)

自動車取得税還付申請書(返還)  
免除

年 月 日

熊本県自動車税事務所長 様

申 請 人 住 所  
氏 名 印

地方税法第126条第1項の規定により、下記の自動車に係る自動車取得税の還付免除を申請します。

登録番号 (車輛)	登録(届出) 年 月 日	車 台 号 番 号	車 名	年 型	式 式	所有者氏名	取得者 (使用者)氏名
	. .						
上 記 自 動 車	取 得 年 月 日	. .	申告納付		税 額	円	
	返 還 年 月 日	. .			年 月 日	. .	
	返 還 先(住所、氏名、名称)						
	返 還 理 由						
※還付・充当等 処 理 区 分				※事 実 実 認		年 月 日	. .
						担 当 者	

- (注) 1. 還付又は免除の申請区分ごとに不要文字は、抹消してください。  
 2. ※印欄は記入しないでください。  
 3. 返還事実を証する解約書等の書類を添付してください。

別記第41号様式(第31条関係)

自動車取得税減免申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申 請 者 住 所  
氏 名 印

熊本県税条例第91条第2項の規定により、下記自動車に係る自動車取得税の減免を申請します。

取 得 年 月 日	登 録 (車 輛) 番 号	登 録 (届 出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名	年 式 型 式	定 置 場	所 有 者 氏 名	取 得 者 (使 用 者) 氏 名
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	1 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業用 (県税条例第91条第1項第1号) 2 公的医療機関の救急自動車又は巡回診療車 (県税条例第91条第1項第6号)							

(注) 上記登録番号等各欄の記載事項は、熊本運輸支局の自動車登録ファイルに登載された事項(軽自動車の場合は届出事項)と一致するよう記入してください。

別記第42号様式(第31条、第34条関係)

自動車取得税 減免申請書 自動車税						
年 月 日						
熊本県知事 様						
申請者(納税義務者) 住所 氏名 印 電話 - -						
熊本県税条例第 条第 項の規定により次のとおり自動車取得税・自動車税の減免を申請します。						
減免を受けよう	登録(車両)番号	登録(届出)年月日	取得年月日	用途	種 別	主たる定置場
		年 月 日	年 月 日		普通・小型・軽	
	住 所			氏 名		
	所有者					

と す る 自 動 車 ( 軽 自 動 車 )	使用者					
		年 度	納税者番号	枝 番	課税標準額	課 税 額 (納 付 額)
	自動車取得税	※	※	※	※	
	自動車税	※	※	※		
身 体 障 害 者 等	氏 名	生年月日		年 月 日	申請者との関係	
	身障者・戦傷者・療育・精神障害者保健福祉手帳番号		号		交付年月日	年 月 日
	障 害 の 区 分	障害の等級(程度)		障 害 名		
運 許 転 免 証	番 号	交付年月日		年 月 日	有効期限	年 月 日
	免許の種類			免許の条件		
生 計 を 一 に す る 者 又 は 常 時 介 護 す る 者 が 運 転 す る 場 合	住 所		氏 名	職 業	本人との関係	
	運転者					
	自動車の使用目的		通院 ・ 通学 ・ 通所 ・ 生業			
そ の 他	保有車両数	※		すでに減免を受けた自動車等を譲渡、抹消した場合	譲渡、抹消自動車等の登録番号	※
	軽自動車の減免状況				登 録 (届出) 年 月 日	※ 年 月 日
	身体障害者手帳等の受理印の確認		調査担当者氏名	※		

(注)1 生計を一にする者が運転する場合には、自動車の使用目的により次のものを添付してください。  
 (1) 「通学、通院、通所」 校長、院長又は所長の通学証明書、通院証明書又は通所証明書  
 (2) 「生業」 市町村長の所得証明書・源泉徴収票等  
 2 常時介護する者が運転する場合には、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書を添付してください。  
 3 ※印欄には、記載しないでください。

別記第43号様式(第31条、第34条関係)

自動車取得税 自動車税		減 免 申 請 書	
(身体障害者等の利用等)			
		年 月 日	
熊本県知事	様		
		申請者 住所又は所在地	
		氏名又は名称 印	
熊本県税条例第	条	項の規定により、次のとおり自動車取得税、自動車税の減免を申請します。	

減免を受けようとする 自動車(軽自動車)	登録 (車両) 番号	登録 (届出) 年月日	取得 年月日	住所又は所在地			氏名又は名称		
				所有者					
				使用者					
	乗車定員	総排気量	最大積載量	車台番号	車名	型式	年式		
	年 度	自 動 車 税			自動車取得税	構造変更にか 要した額			
		年 税 額							
		課 税 額 (納付額)							
	構造変更の内容								
	減免を受けようとする理由	1 構造上身体障害者等の利用に専ら供する自動車 (県税条例第91条第1項第3号、第109条第1項第6号) 2 構造上身体障害者等の利用に供する自動車 (県税条例第91条第1項第4号) 3 専ら身体障害者等が運転するため構造変更がなされた自動車 (県税条例第91条第1項第5号)							
既往減免について	登 録 番 号	登 録 年 月 日	取 得 年 月 日	県税条例第91条第1項第2号			有 無		
				県税条例第109条第1項第5号			有 無		

(注)申請に当たっては、売買契約書(写し)を添付してください

別記第44号様式(第32条の2、第34条の2の2関係)

年度(登録番号 )  自動車取得税 自動車税 減免申請書・・・受付
--

別記第45号様式(第32条の4関係)

軽油引取税の課税地に係る指定通知書
第 号 年 月 日

住 所

氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長

熊本県熊本県税事務所長

印

熊本県税条例第5条第1項第6号アの規定により、軽油引取税の課税地を下記のとおり指定することとしましたので通知します。

記

事務所又は事業所の所在地

納入地

教  
示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第45号の2様式(第32条の4関係)

軽油引取税の課税地に係る指定変更通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長

印

熊本県税条例第5条第1項第6号アの規定により指定を行った軽油引取税の課税地について、下記のとおり指定変更することとしましたので通知します。

記

変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>
--------	--

別記第45号の3様式(第32条の5関係)

軽油以外の炭化水素油製造届出書		
製造炭化水素油の引渡しを行う相手方	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	引渡年月日	年 月 日
	引渡数量	
原 料	軽油の使用数量	
	種 類	

	数 量	
製 造 す る 炭 化 水 素 油	種 類	
	数 量	
	製 造 年 月 日	年 月 日
製 造 の 理 由 及 び 用 途		
<p>上記のとおり熊本県税条例第93条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称 印</p>		

別記第45号の4様式(第32条の6関係)

仮 特 約 業 者 指 定 通 知 書		
		第 号
		年 月 日
住 所		
氏名又は名称	様	
	熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長	印
<p>地方税法第144条の8第1項の規定により、軽油引取税の仮特約業者として指定します。</p>		

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日

別記第45号の5様式(第32条の6関係)

仮特約業者指定取消通知書	
住所 氏名又は名称 様	第 号 年 月 日
熊本県 地域振興局長 印 熊本県熊本県税事務所長	
地方税法第144条の8第3項の規定により、軽油引取税の仮特約業者の指定を取り消すこととしましたので通知します。	
指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

教  
示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第45号の6様式(第32条の7関係)

特 約 業 者 指 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

住 所

氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印

地方税法第144条の9第1項の規定により、軽油引取税の特約業者として指定します。

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日

別記第45号の7様式(第32条の7関係)

特約業者指定取消通知書	
第 号 年 月 日	
住 所 氏名又は名称	様
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印	
地方税法第144条の9第3項、第5項本文又は第6項後段の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を取り消すこととしましたので通知します。	
指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

別記第45号の8様式(第32条の8関係)(その1)

決 裁	局(所)長	次長	部長	副部長	課長	係長	主査	課員	審査	
									入力	
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書									事業者コード	
									納税者番号	
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長様 年 月 日 熊本県税条例第98条第1項の規定により、次のとおり申請します。										
特 別 徴 収 義 務 者	(カ ナ)	〒□□□-□□□□								
	住 所	電話( ) -								
特 別 徴 収 義 務 者	(カ ナ)	印								
	氏名又は名称 (代表者氏名)									
仮特約業 者の指定	指定を受けた都道府県									
	指 定 年 月 日			年 月 日						
特約業者 の 指 定	指定を受けた都道府県									
	指 定 年 月 日			年 月 日						
処 理 事 項	特 別 徴 収 義 務 者 の 証	交 付 年 月 日		年 月 日						
		登 録 番 号		第 号						





熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長

印

下記のとおり特別徴収義務者の登録をしましたので、熊本県税条例第98条第2項の規定により、通知します。

記

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

別記第45号の10様式(第32条の8関係)

決 裁	局(所)長	次長	部長	副部長	課長	係長	主査	課員	審 査	
									入 力	
軽油引取税特別徴収義務者登録変更(消除)申請書									事 業 者 コ ー ド	
									納 税 者 番 号	

熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長  
年 月 日  
熊本県税条例第98条第3項(第4項)の規定により、次のとおり申請します。

特別徴収義務者	住 所			
	氏名又は名称 (代表者氏名)	印		
異 動 事 項	異 動 前	異 動 後		
異 動 年 月 日	年 月 日			
異動の理由			受 付 印	

(備考) この様式中不要の文字は、使途に従い、抹消して下さい。

別記第45号の11様式(第32条の8関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書			
		第 号	
		年 月 日	
住 所	様		
氏名又は名称			
		熊本県 地域振興局長	
		熊本県熊本県税事務所長	印
<p>下記のとおり特別徴収義務者の登録を消除することとしましたので、熊本県税条例第9条第6項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			

消 除 年 月 日	年 月 日
消 除 の 理 由	

教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第45号の12様式(第32条の9関係)



年 月 日	免税軽油使用者証書換申請書	
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長様	申 請 者	印
	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	業 種	
	旧	新
事 務 所 又 は 事 業 所 所 在 地		
氏 名 又 は 名 称		
この申請に应答する係 及び氏名並びに電話番号	電 話	電 話
所 在 地		

機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	名 称		
	所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称		
	型 式		
	軸 馬 力		
	燃 焼 方 式		
	台 数		
	用 途		
年 間 見 込 数 量	1	1	
変 更 理 由			

使用者証の 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------------	--------------------

別記第45号の13様式(第32条の10関係)

免税軽油使用者証・免税証返納命令書	
	第 号 年 月 日
住所又は所在地 氏名又は名称	様
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印	
熊本県税条例第98条の4第10項の規定により、軽油引取税に係る次の免税軽油使用者証 免税証 の返納を命じます。	

免税軽油使用者証 の 番 号	
免 税 証 の 記 号 及 び 番 号	
返納すべき期限	年 月 日
返納を命ずる理由	
教  示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

別記第45号の14様式(第32条の12関係)

					納税者番号				枝番	
決 裁	局(所)長	次長	部長	副部長	課長	係長	主査	課員	審査	
									入力	
									通知	
<p>軽油引取税徴収猶予伺</p> <p>次の者から別紙のとおり徴収猶予の申請があったので調査したところ、熊本県税条例第98条の6第2項の規定に該当するものと認められるので、次の納入計画により猶予してよろしいか。 なお、決裁のうえは、別紙により、通知してよろしいか、併せて伺います。</p>										
<p>軽油引取税徴収猶予申請書</p>										
年 月 日				申 請 者	住 所					
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様					氏 名 又 は 名 称					
印										
<p>私の 年 月 日までに納入すべき 月分の軽油引取税 円を、次の納入計画により納入することを誓約しますので、徴収猶予を承認されるよう熊本県税条</p>										



								・	・
								・	・
								・	・
								・	・
								・	・
								・	・
								・	・
								・	・
								・	・
								・	・

別記第45号の15様式(第32条の13関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">受 付</span> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>熊本県 地域振興局長 様</p> <p>熊本県熊本県税事務所長</p>	特別 徴収 義務者	住 所(所 在 地)	
		氏 名(名 称)	印
		この申請を担当 する者の氏名 及び連絡先	電話 ( )
		登 録 番 号	
軽油引取税徴収不能額等の 還付(充 当) 申請書 納入義務の免除			
熊本県税条例第98条の7第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の徴収不能額等の 還付(充 当) 納入義務の免除 を申請します。			
事務所又は事業所の 名称及び所在地			
事務所又は事業所の 代表者の氏名			
年 度 ・ 月 別	年 度	月分から	年 度 月分まで
法 定 納 期 限	年 月 日		
納 入 義 務 免 除 (徴収不能額の還付) の 申 請 額 の 算 出		徴収不能となったもの	
	引 渡 数 量	リットル	
	欠減に相当 する数量	リットル	
	差 引 数 量	リットル	
	税 額		円



・	・					・				
・	・					・				
・	・					・				
・	・					・				

別記第45号の16様式(第32条の15関係)

軽油引取税還付申請書

<div style="text-align: center;">             年 月 日            熊本県 地域振興局長 様            熊本県熊本県税事務所長         </div>		特別徴収義務者	住所又は所在地
			氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
			この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ( )
<p>地方税法第144条の31第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の還付を申請します。</p>			
還 付 申 請 額		円	
当初の引渡し	引 渡 年 月 日	年 月 日	
	引 渡 数 量	リットル	
	納 入 先	名 称	
		所 在 地	
還 受 入 先	代 表 者 氏 名		
	名 称		
返 還	返 還 年 月 日	年 月 日	
	返 還 数 量	リットル	
販売契約の解除	解 除 年 月 日	年 月 日	
	解 除 理 由		
年 月 申告分 軽 油 引 取 税	申 告 税 額	円	
	納 入 済 額	円	
	返 還 を 受 け た 軽 油 に 係 る 税 額	円	

- 注 1 返還があったこと及び返還された軽油の数量を証する書類を添付すること。  
 2 「納入先」欄には、返還を受けた軽油について、当初の引渡しに係る現実の軽油の納入を受けた事務所、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名を、「受入先」欄には、返還された軽油を受け入れた申請者の事務所、事業所等の名称及び所在地を記入すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第45号の17様式(第32条の16関係)

免 税 用 途 使 用 承 認 申 請 書	
年 月 日	
熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長  住所又は所在地  氏名又は名称 <span style="float: right;">印</span>	
熊本県税条例第98条の9第1項の規定により証明書類を添付して申請します。	
熊本県税条例第98条の4第4項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量	リットル
うち地域振興局長等が交付した免税証に係る軽油の数量	リットル
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた事由	
免税用途に供した年月日及びその数量	年 月 日      リットル
軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	
免税証の交付を申請することができなかった事由	

備 考

別記第45号の18様式(第32条の16関係)

税第 号

承 認 書

年 月 日 \_\_\_\_\_ が \_\_\_\_\_ から引き取った軽油  
\_\_\_\_\_ リットルは、免税用途に供したことを承認します。

年 月

申請者氏名あて

熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長

印

--

別記第45号の19様式(第32条の17関係)

軽油引取税納入免除(還付)申請書

 年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <div style="text-align: right;">印</div>
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 <div style="text-align: center;">電話 ( )</div>
地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定により、次のとおり軽油引取税の納入免除又は還付を申請します。		
納入免除又は還付申請額		円
この申請に係る軽油の引渡しを行った年月日		年 月 日
この申請に係る軽油の引渡数量		リットル
免税軽油使用者に引渡しを行った者が申請者でない場合の販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地		
承認を受けた 免税軽油使用者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	承認年月日	年 月 日
	承認番号	
年 月申告分 軽油引取税	申告税額	円
	納入済額	円
	承認を受けた軽油に係る税額	円
その他参考となるべき事項		





熊 本 県	自 動 車 取 得 税
自 動 車 税	取 紙 代 金 収 納 計 器

別記第 6 2 号の 2 様式及び別記第 6 3 号様式中「誤表示に係る収納印の印影」を「誤って表示した収納印」に改める。  
別記第 6 7 号様式中「自動車税自動車取得税証紙徴収報告書」を「自動車取得税・自動車税証紙徴収報告書」に、

自 動 車 税	自 動 車 取 得 税	を
---------	-------------	---

自 動 車 取 得 税	自 動 車 税	に 改 め る。
-------------	---------	----------

- 附 則
- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
  - この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

**訓 令**

**熊本県訓令第 4 6 号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 21 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和 47 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第 7 節 削除  
第 8 節 自動車税（第 79 条—第 85 条）」を  
「第 7 節 自動車取得税（第 66 条—第 70 条）  
第 7 節の 2 軽油引取税（第 71 条—第 78 条の 16）に、  
第 8 節 自動車税（第 79 条—第 85 条）」を  
「第 11 節 自動車取得税（第 92 条—第 96 条）  
第 12 節 軽油引取税（第 97 条—第 121 条）」を  
「第 11 節及び第 12 節 削除」に改める。  
第 2 章第 7 節を次のように改める。  
第 7 節 自動車取得税  
（自動車取得税申告書及び報告書の取扱い）  
第 66 条 自動車税事務所長は、自動車取得税申告書（報告書）（以下この条から第 68

- 条までにおいて「申告書」という。)を受け付けたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。
- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条又は第13条に規定する自動車の登録申請書(以下この条において「登録申請書」という。)の提示を求め、申告書の記載事項と照合すること。
  - (2) 課税すべき自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を申告書に補記すること。
  - (3) 申告書の税額の合計欄に記載した金額と条例第89条第2項本文及び第105条第4項本文の規定により表示された収納印の額面金額を照合すること。
  - (4) 第1号及び前号の規定により照合した結果符合しないものがあるときは、当該申告書の補正を行なわせること。
  - (5) 第1号及び第3号の規定による照合又は前号の規定による補正の結果符合するときは、申告書及び登録申請書に受付印(別記第38号様式)を押印すること。
  - (6) 条例第89条第2項ただし書の規定により現金の納付を受けたときは、第3号に規定する処理にかえて、申告書に納税済印(規則別記第53号の2様式)を押印すること。
- (譲渡担保財産取得申告書の取扱い)
- 第67条 自動車税事務所長は、譲渡担保財産(自動車)取得申告書(兼徴収猶予申請書)(規則別記第38号様式)の提出があったときは、申告書と照合し、自動車取得税徴収猶予承認・不承認決議書(別記第39号様式)により処理するものとする。
- 2 自動車税事務所長は、前項の規定による処理により自動車取得税徴収猶予承認・不承認通知書(別記第40号様式)を作成し、申告者に通知するものとする。
- 3 自動車税事務所長は、法第125条第4項の規定により徴収猶予の取消しをするときは、自動車取得税徴収猶予取消決議書(別記第41号様式)により決議のうえ、自動車取得税徴収猶予取消通知書(別記第42号様式)により申告者に通知するものとする。(自動車取得税の納付義務免除)
- 第68条 自動車税事務所長は、自動車取得税還付・免除申請書(返還)(規則別記第40号様式)の提出があったときは、申告書と照合し、自動車取得税納付義務免除承認・不承認決議書(別記第43号様式)により決議のうえ、自動車取得税納付義務免除承認・不承認通知書(別記第44号様式)により申請者に通知するものとする。(調定の手続)
- 第69条 証紙徴収に係る調定の手続は、自動車取得税、自動車税証紙徴収日計表(別記第45号様式)及び調定伺(別記第5号様式)により、毎月末日現在において行うものとする。(更正・決定の手続)
- 第70条 自動車取得税の更正又は決定は、自動車取得税更正、決定決議書(別記第46号様式)により行い、自動車取得税更正・決定通知書(規則別記第14号の2の2の2様式)により納税義務者に通知し、普通徴収の方法により賦課徴収するものとする。第2章第7節の次に次の1節を加える。
- 第7節の2 軽油引取税
- (税歴簿)
- 第71条 局長等は、特別徴収義務者ごとに軽油引取税税歴簿(以下この節において「税歴簿」という。)を作成するものとする。
- 2 税歴簿の様式及び使用要領は、別に定める。(登録の手続)
- 第72条 局長等は、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書(規則別記第45号の8様式)の提出があったときは、必要な事項を電算処理するとともに、軽油引取税特別徴収義務者登録台帳(別記第47号様式)(以下この条において「登録台帳」という。)に登録し、県内に事務所又は事業所を有する者に対して、その事務所又は事業所ごとに特別徴収義務者の証(省令第16号の11様式)を交付するものとする。
- 2 局長等は、前項の申請者のうち県内に主たる事務所又は事業所を有する者に、軽油等受払簿(別記第48号様式)、軽油引取税納入申告書(省令第16号の10様式及び同様式別表)、軽油引取税納付申告書(省令第16号の12様式)、軽油等の受払報告書(省令第16号の41様式及び同様式別表)及び納入(付)書(規則別記第2号様式)を交付するものとする。
- 3 局長等は、第1項の申請者のうち県外に主たる事務所又は事業所を有する者に、納入(付)書を交付するものとする。
- 4 局長等は、軽油引取税特別徴収義務者登録変更(消除)申請書(規則別記第45号様式)の提出があったときは、必要な事項を電算処理するとともに、登録台帳に変更事項を記載するものとする。
- 5 局長等は、前項の申請書を提出した者のうち、県内に新たに事務所又は事業所を開業するものに対し、第1項の規定に準じて、特別徴収義務者の証を交付するものとする。(申告書の取扱い)
- 第73条 局長等は、条例第98条の3第1項又は第2項の規定により軽油引取税納入申告書又は軽油引取税納付申告書の提出があったときは、調定をした後、当該納入申告書又は納付申告書を特別徴収義務者ごとに、税歴簿に編てつし、整理するものとする。(調定の手続)
- 第74条 軽油引取税の調定は、電算処理によって作成される軽油引取税調定決議書及び

- 軽油引取税調定明細書に申告書、軽油引取税更正・決定決議書（別記第49号様式）及び軽油引取税更正・決定明細書（別記第50号様式）を添付して行うものとする。
- （免税軽油使用者証の交付）
- 第75条 局長等は、免税軽油使用者証交付申請書（省令第16号の16様式）又は免税軽油使用者証共同交付申請書（省令第16号の17様式）の提出があった場合において、適当と認めるときは、必要な事項を電算処理するとともに、電算処理によって作成される免税軽油使用者証（省令第16号の19様式）又は免税軽油共同使用者証（省令第16号の20様式）（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）を交付し、免税軽油使用者台帳（別記第51号様式）に記載するものとする。
- 2 局長等は、他の都道府県において免税軽油使用者証の交付を受けている者に係る免税証交付申請書（省令第16号の23様式）の写しの提出があったときは、「先届」と朱書した免税軽油使用者証を交付するものとする。
- 3 局長等は、免税軽油使用者が、免税軽油使用者証の有効期間が終了した後において、引き続き免税軽油を使用する場合は、更新前の交付番号及び更新回数を付した免税軽油使用者証を交付するものとする。
- （免税軽油使用者証の書換等）
- 第76条 局長等は、免税軽油使用者証書換申請書（規則別記第45号の12様式）の提出があったときは、必要な事項を電算処理するとともに、免税軽油使用者証の余白欄（余白欄がない場合は、免税軽油使用者証用紙を継紙とする。）に異動事項を記載し、異動前の部分には朱線を引いて抹消するものとする。
- （免税軽油使用者証の再交付）
- 第77条 局長等は、免税軽油使用者証を再交付するときは、必要な事項を電算処理するとともに、当該免税軽油使用者証に、（再交付）と記載して交付するものとする。
- （免税証の交付）
- 第78条 局長等は、免税証交付申請書（省令第16号の21様式）の提出があったときは、免税軽油使用者証と当該交付申請書を照合するとともに、所要数量の算定の基礎となる、免税証交付申請書付表（別記第52号様式）及び別記第53号様式）の提出を求め、申請にかかるとの適否を調査のうえ、第3項の規定により算出した交付数量について電算処理を行い、当該電算処理によって作成される免税証を交付するものとする。
- この場合において、交付印の有効期間は、免税軽油使用者証の有効期間を超えないよう定めるものとする。
- 2 局長等は、前項の規定により免税証を交付したときは、電算処理によって作成される軽油引取税免税証交付簿（別記第54号様式）に免税証の交付を受けた者の受領印を徴するものとする。
- 3 免税軽油の交付数量の算定は、実地調査により行うものとする。ただし、実地調査が困難な場合は、別に定めるところにより行うものとする。
- （免税証の再交付）
- 第78条の2 局長等は、免税証を再交付するときは、必要な事項を電算処理するとともに、免税軽油使用者証の裏面に紛失した免税証の数量及び交付年月日を記載し、前条の規定に準じて交付するものとする。
- （免税証の紛失の通知）
- 第78条の3 局長等は、免税軽油使用者又は免税証取扱関係者から、免税証を紛失した旨の届出があったときは、直ちに次に掲げる事項を本庁に報告するとともに、関係局長等及び当該免税証に記載されていた販売業者に対し、速やかに当該免税証が無効である旨の通知をするものとする。
- （1） 紛失した者の氏名又は名称
- （2） 紛失した日及び場所
- （3） 紛失した理由
- （4） 紛失した免税証の種類、用途、番号及び枚数
- （5） 紛失した免税証の交付年月日及び有効期間
- （6） 紛失した免税証に記載されていた販売業者の氏名又は名称
- （免税軽油使用者証又は免税証の返納等）
- 第78条の4 局長等は、免税軽油使用者証又は免税証の返納があったときは、必要な事項を電算処理するとともに、免税軽油使用者証、免税証返納処理簿（別記第55号様式）、免税軽油使用者台帳に必要事項を記載するものとする。
- 2 前項の規定により返納された免税証は、無効印を押し、再使用できないよう処理したうえで、集計表を付して6月間保管しておくものとする。
- 3 局長等は、納入申告書とともに回収した免税証は、使用済印を押印のうえ、前項の規定に準じて処理するものとする。
- （免税軽油使用者証及び免税証の焼却等）
- 第78条の5 局長等は、前条の規定により処理した免税軽油使用者証又は免税証は、6月を経過した後、焼却・廃棄処分により焼却し、免税軽油使用者証、免税証返納処理簿に記載し、整理するものとする。
- （地紋等が不鮮明な免税証の返還）
- 第78条の6 局長等は、免税証の地紋等が不鮮明である免税証及び書損又は汚損した免税証は焼却・廃棄処分するものとする。
- （免税軽油使用者に係る関係書類の整理）
- 第78条の7 局長等は、免税軽油使用者証交付申請書、免税証交付申請書、免税機械等

- の写真その他の添付書類及び各種の調査書を免税軽油使用者ごとに編てつし、免税軽油使用者（大口消費者）概況表（別記第56号様式）に添付し、整理しておくものとする。  
（徴収猶予の取扱い）
- 第78条の8 局長等は、軽油引取税徴収猶予申請書の提出があった場合において、適当と認めるときは、必要な事項を電算処理するとともに、申請者に対して軽油引取税徴収猶予の承認、一部承認、却下通知書（別記第57号様式）により通知し、関係諸帳簿を整理するものとする。
- 2 徴収猶予に係る取扱いは、前項の規定によるほか、別に定めるところにより行うものとする。  
（徴収不能額等の還付又は納入義務免除の手続）
- 第78条の9 局長等は、軽油引取税徴収不能額等の還付（充当）、納入義務の免除申請書（規則別記第45号の15様式）の提出があった場合において、適当と認めるときは、必要な事項を電算処理するとともに、申請者に対して軽油引取税徴収不能額等の還付（充当）、納入義務の免除承認、一部承認、申請却下通知書（別記第58号様式）により申請者に通知するものとする。  
（特別徴収義務者の調査等）
- 第78条の10 局長等は、特別徴収義務者に係る精密調査を原則として年1回以上行うものとする。
- 2 前項の調査は、軽油引取税調査書（特別徴収義務者）（別記第59号様式）及び軽油引取税月別明細表（別記第60号様式）に基づき、月別集計表（別記第61号様式）及び明細（書抜）表（別記第62号様式）を作成して行うものとする。
- 3 局長等は、前項の調査資料を税歴簿に編てつし、整理しておくものとする。  
（特別徴収義務者等の在庫数量調査）
- 第78条の11 局長等は、特別徴収義務者及び石油製品販売業者に係る在庫数量調査を必要に応じ行うものとする。
- 2 前項の調査は、月別在庫数量調べ（別記第63号様式）及び軽油引取税在庫識別剤調査書（別記第63号の2様式）により行うものとする。  
（石油製品販売業者等の抜取検査）
- 第78条の12 局長等は、石油製品販売業者、自動車保有者等に係る抜取検査（軽油その他の石油製品を採取し、軽油識別剤定性分析試験及び比重測定を行う調査をいう。以下この条において同じ。）を必要に応じ行うものとする。
- 2 局長等は、抜取検査により軽油識別剤定量分析試験を要すると認められるものについては、見本品を採取し、これを行うものとする。
- 3 石油製品販売業者及び特別徴収義務者に係る抜取検査は、軽油引取税在庫識別剤調査書（別記第63号の2様式）により行うものとする。
- 4 自動車保有者に係る抜取検査は、自動車保有者調査書（別記第63号の3様式）により行うものとする。  
（自動車保有状況等の把握）
- 第78条の13 局長等は、軽油引取税自動車台帳（別記第63号の4様式）を作成し、自動車の保有状況及び軽油等の貯蔵設備の保有状況を常に把握しておくものとする。  
（免税軽油使用者の調査）
- 第78条の14 局長等は、免税軽油使用者に係る調査を必要に応じ行うものとする。
- 2 前項の調査は、免税軽油使用者調査書（別記第63号の5様式）により行うものとする。  
（更正・決定の処理）
- 第78条の15 軽油引取税の更正又は決定は、電算処理によって作成される軽油引取税更正・決定決議書（別記第49号様式）（以下この条において「決議書」という。）及び軽油引取税更正・決定明細書（別記第50号様式）（以下この条において「明細書」という。）に、特別徴収義務者にあつては税歴簿、その他の者にあつては軽油引取税調査書（特別徴収義務者）、軽油引取税在庫識別剤調査書、自動車保有者調査書、免税軽油使用者調査書その他必要と認められる帳票を添えて行い、直ちに電算処理によって作成される軽油引取税更正・決定通知書（規則別記第14号の2の3様式）（以下この条において「通知書」という。）により特別徴収義務者又は軽油引取税を申告納付すべき納税者に通知するものとする。
- 2 局長等は、前項の規定により更正又は決定を行ったときは、決議書及び明細書の写しを、特別徴収義務者に係るものについては税歴簿に、その他の者に係るものにあつては前項に掲げる各調査書等のつづりにとじ合わせて整理するものとする。
- 3 申告書が提出期限後に提出された場合における不申告加算金の決定は、決議書及び明細書により行い、通知書により特別徴収義務者又は軽油引取税を申告納付すべき納税者に通知するものとする。  
（軽油引取税の諸様式）
- 第78条の16 局長等は、第71条から前条までに規定する様式のほかに、次に掲げる諸帳票を作成し、整理するものとする。
- (1) 混合軽油受払簿（別記第63号の6様式）
  - (2) 自動車燃料油消費簿（別記第63号の7様式）
  - (3) 軽油引取税保証書（別記第63号の8様式）
  - (4) 調査概況書（別記第63号の9様式）
- 第79条中「（以下この条において「申告書」という。）を受け付けたときは、次の各

号の定めるところにより」を「の提出があったときは、第66条の規定に準じて」に改め、同条各号を削る。

第81条第2項中「自動車税・自動車取得税証紙徴収日計表（別記第65号様式）」を「自動車取得税、自動車税証紙徴収日計表（別記第45号様式）」に改める。

第2章第11節及び第12節を次のように改める。

第11節及び第12節 削除

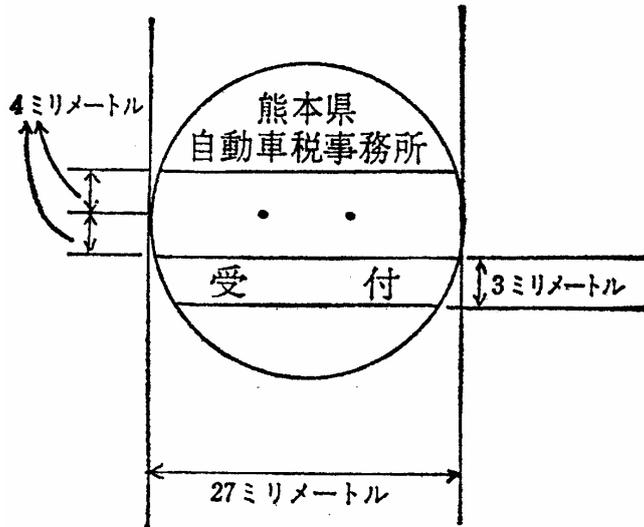
第92条から第121条まで 削除

第143条第1項第4号中「第700条の16第4項（法第700条の19第5項）」を「第144条の22第4項（法第144条の25第5項）」に改める。

第153条第1項中「第700条の21第1項後段」を「第144条の29第1項後段」に改める。

別記第38号様式から別記第63号様式までを次のように改める。

別記第38号様式（第66条関係）



別記第39号様式（第67条関係）

自動車取得税徴収猶予承認・不承認決議書						
起 案		所長	次長	課長	参事	主査
決 裁						
施 行						
取 得 者	住 所					
	氏 名					
登 録 (車 輛) 番 号	登 録(届出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名	年 型 式 式	譲 渡 し た 者	
区 分	課 税 標 準 額	税 額		合 計 金 額		
既 決 定 分						

免除承認額 徴収猶予不承認				
	担保設定年月日			
	弁済予定年月日			
	徴収猶予期限			
	設定者 (住所・氏名・名称)			
備				
考				

別記第40号様式(第67条関係)

自動車取得税徴収猶予承認・不承認通知書			
住 所 氏 名 様		第 号 年 月 日	
		熊本県自動車税事務所長 印	
登 録 番 号 (車 両)	登 録 (届 出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名
取得(登録・届出)年月日		年 月 日	
徴収猶予承認・不承認額			
徴 収 猶 予 期 限		年 月 日	
備			
考			

年 月 日申請のあった自動車取得税の徴収猶予については、上記のとおり徴収猶予を承認する(しない)こととしましたので、通知します。

教

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

示

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第41号様式(第67条関係)

自動車取得税徴収猶予取消決議書						
起 案		所長	次長	課長	参事	主査
決 裁						
施 行						
納 税 者	住 所					
(取 得 者)	氏 名					
登 録 番 号 (車 輛)	登 録 (届 出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名	年 型	式 式	
徴収猶予通知年月日						
徴 収 猶 予 期 限						

徴 収 猶 予 税 額		
徴 収 猶 予 取 消 税 額		
取 消 し の 理 由		
備		
考		

別記第42号様式(第67条関係)

自動車取得税徴収猶予取消通知書			
住 所 氏 名 様		第 号 年 月 日	
		熊本県自動車税事務所長 印	
登 録 (車 両) 番 号	登 録 (届 出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名
徴 収 猶 予 通 知 年 月 日			
徴 収 猶 予 税 額			
徴 収 猶 予 取 消 税 額			
理 由			
備 考			
地方税法第125条第4項の規定により、上記のとおり徴収猶予を取り消すこととしま			

したので直ちに納付してください。

- 教 示
- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当事務所を經由して提出してください。
  - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。  
 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第43号様式(第68条関係)

自動車取得税納付義務免除承認・不承認決議書							
起	案		所長	次長	課長	参事	主査
決	裁						
施	行						
取 得 者	住 所						
	氏 名						
登 録 (車 輛) 番号	登 録 (届出) 年 月 日	車台番号	車 名	年 型	式 式		
区 分	課税標準額	税 額			合 計 金 額		
申告納付額							
免除承認額 不承認額							
自動車の取得年月日							



教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。  
 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。  
 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第45号様式(第69条、第81条関係)

(表)

自動車取得税						証紙徴収日計表						
自動車税												
決 裁	所 長		次 長		課 長		参 事		主 査			
年 月 日												
区 分			税 額			件 数						
自動車取得税	申告額	普 通										
		軽										
		小 計										
	徴収額	計 器 分										
		現 金 分										
差 引 額												
自動車税	申 告 額											
	徴収額	計 器 分										
		現 金 分										
	差 引 額											

合 計	申 告 額			
	徴 収 額	計 器 分		
		現 金 分		
	差 引 額			
				取扱者 印

(裏)

分 室	参 事	課 員							
登 録 件 数	新 規	転入	非課税	移 変 転 更	ま っ 消	転 出	計	申告件数	
			( )						
嘱 託 勤 務 者									
適 用									

別記第46号様式(第70条関係)

所長	次長	課長	係長	主査	係員	調 査 者	年 月 日 起 案
							年 月 日 決 裁
						印	年 月 日 通 知

自 動 車 取 得 税 更 正 決 議 書

整理 番号	
----------	--

車 両 番 号	取 得 年 月 日	登 録 (届 出) 年 月 日	車 名	年 式 型 式	車 台 番 号	区 分	種 別	用 途
	・ ・	・ ・				自 ・ 営		
登 録 (届 出) 区 分	取 得 原 因	定 置 場		納 税 義 務 者	住 所 (所 在 地)			
					氏 名 (名 称)			
更 正、決 定 額			申 告、修 正 額		差 引 過 不 足 額		過 少 申 告 不 申 告 金	納 付 す べ き 合 計 額
課 税 額 標 準 額	税 率	税 額	課 税 額 標 準 額	税 額	課 税 額 標 準 額	税 額		
円		円	円	円	円	円	円	円
調 定 年 月 日		指 定 納 期 限		処 理	徴 収 台 帳 記 載			
・ ・		・ ・		区 分				

調 査 内 容	
更 正 決 定 の 理 由	





金	不申告加算金					⑤	
	重加算金					⑥	
件数		根拠法令					
備考							

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第50号様式(第74条、第78条の15関係)

軽油引取税更正・決定明細書

対象年月(日) [区分]	納税者番号		特別徴収義務者 または納税者		住所(所在地)				
			氏名(名称)						
納入・納付	本税	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入(付)の確定した額等		差引過不足税額等		
		課税標準量 (L)	税 額(円)	課税標準量 (L)	税 額(円)	課税標準量 (L)	税 額(円)①		
	加算金	区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額	
		過少申告加算金 (加重対象分)					②		
		不申告加算金					③		
		重加算金					④	①+②+③+④+⑤	
	調査日	申告書提出期限	根拠法令						
	更正請求日 還付免除申請日	申告書提出日							
									(円)
	納入・納付	本税	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入(付)の確定した額等		差引過不足税額等	
課税標準量 (L)			税 額(円)	課税標準量 (L)	税 額(円)	課税標準量 (L)	税 額(円)①		
加算金		区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額	
		過少申告加算金 (加重対象分)					②		
		不申告加算金					③		
		重加算金					④	①+②+③+④+⑤	
調査日		申告書提出期限	根拠法令						
更正請求日 還付免除申請日		申告書提出日							
								(円)	
納入・納付		本税	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入(付)の確定した額等		差引過不足税額等	
	課税標準量 (L)		税 額(円)	課税標準量 (L)	税 額(円)	課税標準量 (L)	税 額(円)①		
	加算金	区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額	
		過少申告加算金 (加重対象分)					②		
		不申告加算金					③		
		重加算金					④	①+②+③+④+⑤	
	調査日	申告書提出期限	根拠法令						
	更正請求日 還付免除申請日	申告書提出日							
									(円)





5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
計												
稼動日数												
前期末軽油残量				当期購入数量累計				当期稼動時間累計				
今期末軽油残量				当期給油数量累計				当期稼動日数累計				

別記第53号様式（別記第78条関係）

免 税 証 交 付 申 請 書 付 表 2 （軽油購入量明細書）

免税軽油 使用者	住所又は所在地 氏名又は名称	(使用者証番号)					
前 か月の軽油の購入量は、下記のとおりです。							
免 税 軽 油					課 税 軽 油		
購 入 年 月 日	購 入 数 量	使 用 免 税 証			購 入 年 月 日	購 入 数 量	
		種類(1券)	枚数	記号番号			





異 動	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	
	事 由											
算 定 基 準 量												
免 税 証 交 付 状 況  〔 交 付 年 月 日 〕 〔 交 付 数 量 〕	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
	/		/		/		/		/		/	
調 査 事 項	年 月 日	事 項			記 入 者 印	年 月 日	事 項			記 入 者 印		

別記第57号様式(第78条の8関係)

承 認 軽油引取税徴収猶予の 一部承認 通知書 却 下	
特別徴収義務者	第 年 月 日 号
様	熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印

年 月 日付けで申請があった軽油引取税の徴収猶予については、次のとおり承認・一部承認・却下したので通知します。

申 請	実 績 年 月	法 定 納 期 限	税 額 (円)
	年 月	年 月 日	
承 認	承 認 期 間		承認額 (円)
却 下	一部承認又は却下する場合の理由		却下額 (円)
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。          なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。          なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。          (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

別記第58号様式(第78条の9関係)

軽油引取税徴収不能額等の	還付(充当)納入義務の免除	承認 一部承認 申請却下	通知書
特別徴収義務者	様	第 号 年 月 日	
		熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長	印



軽油引取税調査書(特別徴収義務者)

調 査 年 月 日	.		調 査 対 象 期 間	自 . . 至 . .	調 査 者 職 氏 名	印	
特 義 別 務 徴 収 者	所 在 地				調 査 場 所		
	名 称				立 会 人		
	代 表 者 氏 名				系 列	メーター セールス	有 無
調 査 事 項				申 告 額	調 査 額	増 差 額	算 出 の 基 礎
期 首 在 庫 イ							
引 取 数 量	元 売 業 者						
	特 約 業 者						
	社 内 転 受						
	返 還						
	計 口						
引 渡 数 量	引 渡 数 量	メーターセールス					
		そ の 他					
		計 ハ					
	課 税 対 象 外 数 量	課 税 除 外					
		輸 出					
		課 税 済					
		免 税 証					
		計 ニ					
差 引 計 (ハ - ニ) ホ							
欠 減 量 ホ × $\frac{\quad}{100}$							
課 税 標 準 量							
税 額							
自 己 レ ン ド 消 費 数 量	自 己 消 費 課 税 標 準 量					調 査 結 果 1 申告是認 2 更正・決定処分 3 指導改善を要す	
	混 和 製 造 軽 油						
	計 ヘ						
	税 額						
期 末 在 庫 イ + ロ - ハ - ヘ							





摘	
要	

別記第62号様式(第78条の10関係)

義務者名	
調査先	
調査書類	
調査年月日	年 月 日
調査者氏名	

明細(書抜)表

1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						



計							
平均							
特 記 事 項							

別記第 63 号様式の次に次の 8 様式を加える。

別記第63号の2様式(第78条の11、第78条の12関係)

決	局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	主 査	課 員
裁								

軽油引取税在庫識別剤調査書

調 査 年 月 日	・	・	時 分 時 分 まで	調 査 者 職 氏 名	印
特 販 約 売 業 者 店	住 所 (所在地)			調 査 場 所	
	氏 名 (名 称)			立 会 人 氏 名	印
	代 表 者 氏 名			系 列	

検査対象の軽油等の仕入の状況

種 別	仕 入 年 月 日	商 流 上 の 仕 入 先	物 流 上 の 仕 入 先	仕 入 数 量

種 別	比 重 検 査				定 性 分 析 の 適 否	定 量 分 析 の 要 否	資 料 番 号	試 験 月 日	定 量 分 析 結 果
	温 度	測 定 比 重	換 算 比 重	適 否					
									%
									%

在 庫 量 調 査

区 分	ド ラ ム	地 下 タ ン ク			計
調 査 日 現 在 在 庫 量 (イ)	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ

当 月 1 日 か ら 調 査 日 ま で ・ ・ から ・ ・ まで	受入 (ロ)						
	払出 (ハ)						
前 月 末 在 庫 量 イ - ロ + ハ = (ニ)							
前 月 末 帳 簿 在 庫 量 (ホ)							
増 減 数 量 (ニ) - (ホ)							
その他の調査事項(商流・物流等)							
・ 商流----→ ・ 物流——→							
検 査 所 見						処 置	是 認 要 精 密

別記第63号の3様式(第78条の12関係)

決 裁	局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	主 査	課 員

自 動 車 保 有 者 調 査 書

調 査 年 月 日	・ ・ 時 分 から ・ ・ 時 分 まで	調 査 者 職 氏 名	印						
自 保 動 有 車 者	住 所 (所在地)	定 場 所							
	氏 名 (名 称)	TEL	業 種						
調 査 場 所 立 会 人	印				保 有 者 と の 関 係	本 人 ・ 妻 ・ 使 用 人 ・ 運 転 手 ・ 助 手 ・ 他 ( )			
自 動 車 (貯 蔵 設 備 等) の 所 有 状 況									
整 理 番 号	車 両 番 号 (貯 蔵 設 備 等 の 名 称)	種 別 途 用 途		積 載 量 排 気 量 (貯 蔵 設 備 等 の 容 量 等)					
		自 家 用 ・ 貨 物 営 業 用 ・ 特 殊							
		自 家 用 ・ 貨 物 営 業 用 ・ 特 殊							
		自 家 用 ・ 貨 物 営 業 用 ・ 特 殊							
使 用 燃 料 状 況									
整 理 番 号	比 重 検 査 結 果				定 性 分 析 の 適 否	定 量 分 析 の 要 否	資 料 番 号	試 験 月 日	定 量 分 析 結 果
	温 度	測 定 比 重	換 算 比 重	適 否					
					適 ・ 否	要 ・ 否			%
					適 ・ 否	要 ・ 否			%
					適 ・ 否	要 ・ 否			%

引 取 給 油 状 況			
購 入 先	系 列	給 油 方 法	代金支払方法
所在地		1 スタンド 2 ドラム 3 ローリー 4 他(インタンク等)	現金・掛 チケット その他 ( )
店名			
その他調査事項(商流・物流等)			
・商流----→ ・物流——→			処置 是認・要精密

別記第63号の4様式(第78条の13関係)

軽油引取税自動車台帳

使用者	氏名又は名称				所有者	氏名又は名称			
	住所					住所			
業種区分	形態	個人・法人	軽油 購入先	名称	所在地				
1 運送業 2 建設業 3 免税者 4 その他 ( )	従業者数	人	貯蔵施設	有 無					
	保有台数	大型 普通 計	台 台 台	地下 タンク	k1	k1			
			地上	k1	k1				
登録番号	車名	備考	登録番号	車名	備考				
年月日	特 記 事 項				記 入 者				


別記第63号の5様式(その1)(第78条の14関係)

決 裁	局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	主 査	課 員

免 税 軽 油 使 用 者 調 査 書

調 査	年月日	. .	調 査 者 職 氏 名	印						
	立会人									
使 用 者	住所(所在地)				業 種			使 用 方 法		
	氏名(名 称)				使用者 証番号	第	号	単 独	共 同	
	名 称	確 認						交 付 過 備 考 数 量 不 足		
		型 式	馬 力 数	登 録 の 有 無	作 業 状 況		所 要 量			
					1 日 平 均	月 平 均	1H 当			月 当
使 用 ( 申 請 ) 車 輛 機 械	No.			有 無						
	No.			有 無						
	No.			有 無						
	No.			有 無						
	No.			有 無						
	No.			有 無						
耕 作 面 積	田 畑	免 税 証	有 効 期 間	自 . . . . . 至 . . . . .		軽 油 購 入 店 舗 名 系 列	所 在 地 ・ 名 称			
	計		算 出 期 間	自 . . . . . 至 . . . . .						





別記第63号の7様式(第78条の16関係)

自 動 車 燃 料 油 消 費 簿

年 月 日	引 取 状 況					消 費 状 況					差 引 在庫量	備 考	
	引 取 先			引取量	炭化水素 油の種別	炭 化 水 素 油 の 種 別							
	住 所	氏 名	店 舗 名			軽 油	揮 発 油	灯 油		計			
					1		1	1	1	1	1	1	

(注) この帳簿は、自動車の燃料について記入してください。

別記第63号の8様式(第78条の16関係)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">印 紙</div>		軽 油 引 取 税 保 証 書
特 別	住所又は所在地	
徴 収	氏名又は名称	
義 務 者	徴収金を保全する のに必要な金額	
上記特別徴収義務者が下記期間に申請した軽油引取税の徴収猶予に係る徴収金の保全 のため必要な金額の担保として、下記金額を限度として保証します。		
記		
保 証 金 額	円	
期 間	年      月      日	申告分から 年      月      日      申告分まで

備 考	
年 月 日	
住 所 保証人 氏 名 (名称) 印	

別記第63号の9様式(第78条の16関係)

調 査 概 況 書

整理 番号		名 称	
----------	--	--------	--

供 覧		調 査 日 年 月 日	調 査 区 分	調 査 指 導 て ん 末	調 査 者 職 氏 名 印
部長		.	精密・普通	調査対象期間 . . . から . . . まで	
課長	在庫・比重				
係長	指導・犯則				
部長		.	精密・普通	調査対象期間 . . . から . . . まで	
課長	在庫・比重				
係長	指導・犯則				
部長		.	精密・普通	調査対象期間 . . . から . . . まで	
課長	在庫・比重				
係長	指導・犯則				
部長		.	精密・普通	調査対象期間 . . . から . . . まで	
課長	在庫・比重				
係長	指導・犯則				
部長		.	精密・普通	調査対象期間 . . . から . . . まで	
課長	在庫・比重				
係長	指導・犯則				



